

# Ⅲ 健康・福祉・防災

## 2 児童福祉、母子父子の福祉など

### 学童保育所の運営 634万円

(担当：保健福祉課福祉係)

学童保育所は、仕事などで保育に専念できない家族に代わり、小学校1年生から3年生までの児童を保育しています。入所の受け付けは随時行っていますので、詳しくは保健福祉課福祉係（☎44-2121）にお問い合わせください。

なお、保育料は月額5,000円です。

#### 主な経費

指導員賃金（5人分）	587万円
児童クラブ共済保険料	15万円
施設維持費（電気・電話料など）	32万円

#### 財源

保育料	216万円
国の負担額	158万円
ニセコ町の負担額	260万円

### ブックスタート事業 5万円

(担当：保健福祉課福祉係)

赤ちゃんの言葉と心を育むためには、温かなぬくもりの中で優しく語りあう時間が大切です。ブックスタート事業は、そのかけがえのないひとときを「絵本」を通じて応援する運動です。町では0歳児健診のときに、赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡しています。今年は30人のみなさんに、ブックスタートパック（絵本、アドバイス集、バッグのセット）をお渡しする予定です。

#### 主な経費

ブックスタート配布用品	5万円
（絵本2冊、アドバイス集、バッグ）	

### 児童手当の支給 3,151万円

(担当：保健福祉課福祉係)

小学校6年生までの児童を養育する人に、手当を支給します（手当を受給するには、一定の所得制限があります）。3歳未満の児童手当は、月額1万円です。なお、毎年6月に現況届の必要があります。

#### 主な経費

児童手当	3,151万円
------	---------

#### 財源

国の負担額	1,422万円
北海道の負担額	864万円
ニセコ町の負担額	865万円

### 児童手当は小学校6年生までが対象です

(保健福祉課福祉係)

児童手当制度は、次世代の社会を担う児童の健全な育成を目的として、児童を養育している人に手当を支給するものです。小学校6年生までの児童が対象です。

#### ■支給額

第1子・第2子：2歳まで月額1万円、3歳から月額5千円、第3子以降：月額1万円

#### ■支払時期

毎年2月、6月、10月（それぞれの前月分までが支給されます）

※所得額により支給の対象とならない場合があります。詳しくは保健福祉課福祉係（☎44-2121）にご確認ください